

生田清氏抽出史料を読み直す

—『製鉄関係書翰』に引用された近藤家文書—

山内美緒

はじめに

本稿は、当館が平成一〇年から「一時預かり⁽¹⁾」している近藤家文書（日野郡日野町）のうち、明治一八（一八八五）年から二〇年までの製鉄改良に関する書簡⁽²⁾一七通⁽³⁾を翻刻して紹介するものである。

近藤家文書は、従来「文書の量は膨大なものが伝來し、明治期のものを含めて数千点と推定される⁽³⁾」と認識されてきたが、その全貌は定かではなかった。しかし、当館での整理・目録化によって、八三〇〇余点の資料が存在することが明らかになつた⁽⁴⁾。ただし、書簡等は数十通を一点として数えている場合があるので、実際の点数は、一〇万点を

軽く超えるのではないかと推察されている。現在、これらの文書群は文書箱（二八二箱）、文書箪笥（四棹）、行李（一二個）、木箱（一三箱）、帳簿（八括）に分納されて当館書庫に保管されている。

筆者は、平成二一年四月より同文書群のいわゆる「棚卸し」作業に従事しているが、その際に「重要書類」と表書された「産鉄改良にかかる近藤喜八郎往復書簡集 写」（以下「書簡集」）（資料番号七四二〇）に接する機会を得た。「書簡集」は、郷土史研究者であった生田清氏が、昭和三九、四〇年頃に近藤家文書の一部を抽出して、翻刻したものである。因みに、「書簡集」に利用された原文書は、「重要書類明治十九年頃小花冬吉杉村次郎氏との往復文書 生田清記」

と表書きされた茶封筒に一括される。この中に、書簡⁽²⁾一七通（資料番号四九四九～四九五一）が同封されている。筆者がを目指すのは、「書簡集」に導かれながら、まず生田氏が抽出した原文書（書簡⁽²⁾一七通）に改めて当たり、再度翻刻作業を試みることである。

一 「書簡集」の概要と生田氏の略歴

「書簡集」を読み進めていくうちに、重要な史料であることが筆者にも徐々に分かつてきた。第一に、全国有数の鉄山師・近藤家が、明治一四（一八八一）年からのデフレ不況と洋鉄輸入による危機的状況を打破するために、大量の資金を投入して技術改良を行うか、廃業するかの岐路に立たされていた時期のものであること。第二に、たら製鉄における技術改良の変遷を追うことができる。第三に、中央政府（官）と近藤家等の鉄山経営者（民）とのやりとりを窺うことが出来ること、である。その重要性については、「書簡集」を底本とする『製鉄関係書翰』（後述）を引用した論考⁽⁵⁾等の存在によつても明らかである。

「書簡集」は、一二行の半野紙四三丁からなるもので、表紙はなく紐で綴じられる。筆耕には、ブルーブラックインクの万年筆が利用されている。史料点数は二三点で、各

と表書きされた茶封筒に一括される。この中に、書簡⁽²⁾一七通（資料番号四九四九～四九五一）が同封されている。

史料の文頭には、史料番号・表題・作成年月日が記されている。書簡という性格上、作成「年」が略されているものがあるが、これらについては、筆耕者である生田氏の推測により年号が付与されている。それによれば、書簡は、明治一八年一一月から明治二〇年一月までに作成されたものとなる。なお、史料番号には推敲した痕跡がみられるので、一先ず筆耕した後に、年代順に史料を並べ替えて綴つたことが分かる。

筆耕者である生田清氏（一九一四～一九九一）について紹介しておく。「中庸」と自称された同氏は、米子市出身の県立高校教員、郷土史研究者である。東京帝国大学文学部を卒業後、帝国図書館嘱託となり、昭和二三（一九四八）年に米子へ戻り教員となつた。教員時代には、「伯耆文化研究会」を創設するなど研究者としての活動も精力的に行つていている。初期の研究対象は、部落解放史であつたようだが、昭和三八年に伯耆文化研究会で講演した「鳥取県のたら製鉄と鉄山秘書の著者下原重伸について」を契機に、研究対象はたら製鉄へと移行している。この頃には、すでに近藤家文書との出会いがあつたようだが、講演を行つた昭和三八年一一月に鳥取県史の編纂専門員に委嘱されからは、本格的に近藤家文書と係わるようになつていった。「書簡集」はこの時期に作成されたもので、生田氏は、こ

れを底本にして『製鉄関係書翰』と題する謄写版刷の印刷物を作製し、関係者に配布している。⁽⁸⁾

筆者が「書簡集」を底本にしたと考える根拠は、両者の内容が酷似していることと、「書簡集」で「不要」と記されている部分が、「製鉄関係書翰」からは脱落しているよう、編集上の意図が明らかに認められるからである。

次に「書簡集」の概要についてみていただきたい。書簡の受・発信は、主に近藤喜八郎宛の書簡と近藤喜八郎が発信した書簡の控や草稿である。それ以外は、鳥取県や日野郡役所からの通達、近藤家使用人である窪田柳七郎が近藤喜八郎や先代喜兵衛（「大主人」と記載）に宛てた書簡がある。

内容は、二つに大別することができる。一つは、喜八郎によるたら鉄製の合理化に着手するための情報収集であり、もう一つは、砂鉄採取に関する陳情及び中央政府の意向を深るものである。

本稿翻刻史料における比較一覧表（太枠部分は生田清氏「書簡集」に基づく）

翻刻 番号*1	生田の 推定年	原文書の 記載年代	山内による 推測年月日	史料配列順	推測の根拠	史料名*2	備考
1	明治18年	(年未記載) 11月27日	明治18年	3	史料11、12に関連	新工装置詳細教示願 近藤喜八郎→林(貢)	紙紙
2	—*5	18年12月20日	—	5	—	小花冬張につき承諾 広島県令千田貞暁→鳥取県小警官萩原卯愛	戸長役場10行全野紙 写
3	—	18年12月24日	—	6	—	通達 鳥取県日野郡役所→根雨宿外拾七村戸長役場	戸長役場10行全野紙 写
4	—	18年12月25日	—	7	—	根雨宿外拾七村戸長役場→近藤喜八郎	戸長役場10行全野紙
5	明治19年	(年未記載) 1月12日	明治19年	8	史料1に関連	落合病院現況・雪につき中断 林貢→近藤喜八郎	紙紙
6	明治19年	(年未記載) 2月15日	明治19年	10	史料1、5に関連	煉瓦棧橋成果について教示願 近藤喜八郎→林貢	紙紙・封筒 落合作業所から投函*6
7	明治19年	(年未記載) 2月18日	明治19年	11	史料1、5、6に関連	洋風水輪について照会 近藤喜八郎→小花冬吉	紙紙
8	明治19年	(年未記載) 6月7日	明治19年	12	史料1、5~7に関連	落合事因難につき 小花冬吉→近藤喜八郎	紙紙・封筒 東京から投函*7
9	明治19年	(年未記載) 6月27日	明治18年	13	本史料のみでは推測不能	菜県額 近藤喜八郎→小花冬吉	紙紙・封筒
10	明治19年	(年未記載) 7月29日	明治19年	14	端表書	落合鉄観察出張命令 近藤喜兵衛・喜八郎→高木宗太郎	紙紙・封筒 東京から投函
11	明治19年	(年未記載) 8月15日	明治18年	1	「小生か昨年当地へ參」	当分近藤鉄山へは出張不可 小花冬吉→近藤喜八郎	紙紙・封筒 落合作業所から投函
12	明治19年	(年未記載) 9月3日	明治18年	2	史料11の返書	近藤家鉄御来臨願 近藤喜八郎→小花冬吉	10行全野紙 落合作業所から投函
13	明治19年	(年未記載) 11月17日	明治19年	15	封筒消印	砂鉄光採の件杉村技師面会案 小花冬吉→近藤喜八郎	紙紙・封筒2通り
14	明治19年	(年未記載) 11月23日	明治19年	16	封筒消印	砂鉄光採について 杉村技師への取り次ぎ 小花冬吉→近藤喜八郎	12行全野紙・封筒
15	明治19年	(年未記載) 12月20日	明治19年	17	史料13、14に関連	樺原忠昭→窪田柳七郎	10行全野紙

二 「書簡集」の疑問点

合理化の基本方針は、人件費のかかる輔（吹子）を廃し、水力送風器を導入することであった。明治一六、一七年頃の松方デフレによる不況は、たたら製鉄にも及んだ。大幅な経営の見直しを迫られた近藤家は、工部省から広島県官営鉱山落合作業所（三次郡上布野村、以下落合作業所）に、具体的には、落合

作業手順として、まず原文書の書簡一七通を改めて翻訳してみた。その結果、次のような状況が生まれた。(1) 生田氏が翻刻しなかった史料が新たに四点確認されたこと、(2) 改めて翻刻するにあたり、誤字・脱字が認められたこと、(3) 生田氏が推測した年代について疑義を感じたこと、である。特に(3)の点については、二つの例を挙げておきたゞ。

作業所への視察願いであり、精鍊工程（大鍛冶）において、水車を動力とする鎔を用いるか、より高価な汽鎔（蒸気鎔）を用いるかを探ることであった。実際に職人を落合作業所へ派遣して技術改良に挑んでいる。その合理化策の集大成が、福岡山製鉄所の建設であった。⁽⁹⁾

な問題が生じてきた。一番大きな問題は、書簡の年代推定にあたって、明確な根拠が示されていないことである。さらに一例を挙げれば、近藤喜八郎と落合作業所とのやりとりの初見は、明治一八年一月二七日「史料1」とされるが、同年八月一五日まで遡れる可能性が出てくる。

繰り返しとなるが、本稿の主たる目的は「書簡集」のものである。生田氏抽出の書簡二七通を再度解読・翻刻するごとに、さらに近藤家文書から関連史料を新たに抽出することができれば、当該時期の研究は、さらなる広がりを見せるのではないか、と考えている。

註

- (5) 向井義郎「官営弘島鉱山とその経営」(たら研究会編『日本製鉄史論』、一九七〇年所収)、加地至「明治期中国地方の在来製鉄業における動力過程」(『たら研究』第四三号、一〇〇三年)、影山猛「近藤家事業の軌跡(3)」(『伯耆文化研究』第一〇号、一〇〇八年)など。

(6) 受・発信者各々の名前が表題として付与されている。

- (7) 生田氏の研究活動・年譜については、生田清遺稿集編集委員会編『生田清遺稿集』(一九九三年)に詳しい。

(8) 米子市立図書館蔵。なお同館所蔵のものには、「近藤林業」の受領印が押印されているので、生田氏が近藤家に寄贈したものであろう。

- (9) 福岡山鉄山に関しては、影山猛「明治中期の鉄山経営—近藤家鍛手代の伺書より」(『たら研究』第四〇号、一〇〇〇年)に詳しい。

- (10) 「史料25」は、「書簡集」未収録。

- (11) 「広島県史」近代現代資料編II(一四三頁)に、明治一七年五月に「広島県御用係兼務」に任じられたと注記される。

(12) 「史料25」は、「書簡集」未収録。

- (13) 「史料25」は、「書簡集」未収録。

(14) 「史料25」は、「書簡集」未収録。

- (15) 「史料25」は、「書簡集」未収録。

- (16) 「史料25」は、「書簡集」未収録。

- (17) 「史料25」は、「書簡集」未収録。

- (18) 「史料25」は、「書簡集」未収録。

- (19) 「史料25」は、「書簡集」未収録。

- (20) 「史料25」は、「書簡集」未収録。

- (21) 「史料25」は、「書簡集」未収録。

- (22) 「史料25」は、「書簡集」未収録。

- (23) 「史料25」は、「書簡集」未収録。

- (24) 「史料25」は、「書簡集」未収録。

- (25) 「史料25」は、「書簡集」未収録。

- (26) 「史料25」は、「書簡集」未収録。

- (27) 「史料25」は、「書簡集」未収録。

凡例

翻刻文

〔史料1〕

〔史料1〕
〔端裏書〕林氏書状ひかへ　十一月三十日

時下寒氣之候、貴台御渝愈御安祥御座被成、欣抃奉雀躍

候、隨而小窓無異乍憚御放慮可被降候、寔ニ貴地御工場

改良之義ニ付候而者、怍も為代理者出頭仕、万々御配置

被下候段奉謝候、倘、過般ニ男八郎治義相伺候砌、廣嶋

ニおるて小花殿より承仕候へ者、鍛工物御装置被遊候趣、其他御構造器之拝観及実地設備為伺候、代人指出し

度ト奉存候、願クハ、御装置済実地業向ニ係ル處ヲ伺候へ者、万事心得ニも相成可申候、此度小花殿工其辺呈書モ仕候得共、御多端之御事、彼は御手煩相惜候段、恐縮

之至ニ候、何卒貴台工願兼候得共、鍛工装置之御模様、是レハ水車仕掛ニテ煉鉄ニ使用スル機械ニ候哉、或ハ其主意具ニ御書中ヲ以大略御示し被下度、其外炉所御試験

之成跡御洩し被下度、此御模様ニ寄改良、追々熟正之者、

相選シ、為伺度ト存候、如是隨意之義ヲ不遠慮ニ伺候モ

止ミナク次第、技長殿工御配意斗相偕候義、不相濟、且

所も不顧、書中ヲ以懇願仕候、宜敷御報知奉願候、先後要用耳愚書ヲ呈候、恐懼謹白

七 史料解説にあたって、不明な部分は「」とした。

八 史料文中の傍線部およびそれに併記したアルファベットは、筆者が付けた。

近藤 喜八郎

鳥取県令代り

林 様 座下

○前主人様へ上書ス、小林氏(ラ)ノ名前相忘レ申候、当夏ノ手控ヘ参照御調可被下候

〔史料3〕

根雨宿外拾七村 戸長役場

(1) 勝瀬八郎治。近藤喜八郎の次男で、明治一七年勝瀬家の養子となつた。『日本鉱業会誌』に製鉄について論文を寄稿している(本稿註(5)影山論文参照)。

〔史料2〕

貴県下産鉄改良之為、本県御用掛小花工部権少技長出張試験之義、工部省へ御照会相成候旨ニ有之、就チハ、本県ノ都合ヲ以テ同官派出ノ義差支無之候得者、其趣直ニ御回答及ベク旨、伊藤鉱山課長ヨリ照会有之候處、本県鉄山改良ノ義、未タ十分ノ成跡ヲ得ルニ至兼、現今專ラ試験中ニ有之候間、此場合操作難致候得共、尚、其都合ヲ以テ御請求ニ応し候心得ニ有之、何分之義、追テ御通知可致候条、右様御承知有之度、此段及御回答候也

十八年十二月廿日

広島県令 千田貞暉

〔史料4〕

(朱書) 庶第五七三号

根雨宿 近藤喜八郎
本郡産鉄改良三付、小花技長招聘ノ義云々、別紙之通、郡衙ヨリ達來候条、此段通達及候事

十八年十二月廿五日

鳥取県日野郡役所

本郡産鉄改良之為メ、小花工部権少技長広島県御用掛出張試験之義、根雨宿近藤喜八郎ヨリ出願候義ニ付、広島県ヨリ別紙写し之通、本県へ回答相成候旨、其筋ヨリ通知有之候条、心得之為メ、願人工通達可致、此旨相違候事

- 77 -

〔史料5〕

〔端裏書〕多忙中斯草御精読アランコトヲ乞フ

密月廿七日付⁽¹⁾御投函之薰勅、本月八日臻着、拝展仕、如此時下寒威凜烈、尚重衣に難耐候得共、足下御清穆御動容可被成御座旨、奉欣喜候、伸者、當所鉱業改良之実視且諮詢之義ニ付而ハ、曩般御賢子御来趾相成候處、生憎

技術小花土出広ニシテ、空敷帰途ニ付カレ、然ル所、御賢子広地ニ於テ同士へ遭遇之際、煉鉄改良之装置云々御伝聞付而ハ、目下之現況御了知相成度旨了承、右煉鉄構造之場所之如キハ、十二月中旬竣工ヲ告ケ、是ニ付スルノ諸器械等ハ、已ニ坂地ヨリ皆着全備、最早煉鉄着手之機會ニ際し、非常之降雪ニ罹候故ニ、用水氷結シテ車力之運転ヲ遮リ、為ニ煉鉄製造之順序ヲ逃し、未タ全功之

如何ニ⁽²⁾知ル能ハスト雖トモ、不日融氷之好季ヲ得テ着手ニ至リ可申候、尚御書中ニ基キ鍛工装置之模様、其佗水車之結構等御報可申上之所、其工事ニ要スル器具・切手

近藤喜八郎様

林 貢

(1) 〔史料5〕が出された一ヶ月前の二十七日、つまり十二月二十七日を指すと考えられる。〔史料1〕のことか。

余寒殊ニ劇候處、貴邸為御揃愈々御清寧奉雀躍候、隨而弊舍無異送光御放神可被下候、堵、客月初旬者御繁務中芳翰ヲ廻投セラレ、御厚情不淺奉深謝候、貴鉱作業所、百端改良ヲ日月ニ進メラレ、煉鉄之方も諸機械等皆着々至リシ處、豈計シ、積雪之為御事業無撓御延之趣、及鍛工之講造運転向、未御組織前ニ罹ヲ以、追而御着業之上、現業御実視ニ過ス、尤モ職工之如キハ、旧來之大

現在ヲ御示し被下候旨、鍛工職ハ從前之大工・左下両名ヲ御使用相成、其他啻ニ器械的ニ拵ルトノ趣、最妙術ニ可有之奉推想候、將製銑改良之成跡之好結果モ近キ二アルトノ事、就テ者、特ニ御多務ニも相渉り、^c黒田正暉君御來場御鍛練中之御模様、夫是ニ御内知被下難有敬承仕候、偏ニ貴鉱之改良好全局ニ至ルヲ耳、伏テ是祈事御座候、此上願兼候得共、現業御実視之景況、御順報ヲ奉仰候、小花殿工委細相顧置候得共、爾後厚御親報ヲ奉希望候、右御礼旁々寸楮文省如此御座候、勿々難申

一月十五日

近藤喜八郎

林貢様

(1) [史料5] を指すと思われる。

[史料7]
除寒劇候処、尊台無障益御勇盛御座被成、欣抃奉拝敬候、隨而弊家無異送陰乍憚御消慮可被下候、寔^a客月下旬ハ御懇書ヲ被投、御繁用之中万々無漏御教示之段、感謝不堪難有奉存候、偕、尊地御試験場日増改良ニ進メラレ、百端御成跡好、全結も近キニ或ルトノ義、真ニ此際不撓

大御勉強ニヨリ如是ニ迄至リシ者、全國中鐵業ニ携ル者ノ大關係ヲ保スル処、偏ニ奏功ヲ祈テ待處ニ御座候、今廻御郵示ニ拵、尚、左之条々御依頼仕度、冀クハ追次御親報伏而奉仰候、

一 製鐵鍛冶場洋風水輔新工風之趣、是者從来職工ハ余程御省、大工・左下両名耳ノ由ハ、佗器械的ニ倚ルトノコト、最必妙ニ可有之候、御成功之上、官工場一件ニ御引立之組織ナル由、就テハ、落成ノ上者、御下報可被下旨、何卒早晚御報知ヲ待、否出頭仕候テ百事相伺、装置方御教示奉願候

一 鍛冶屋砥淬製銑之義モ御直製御着手、經檢上御至の之場有之、愈快現場至候段、是亦奉賀候、追々御順告ヲ

奉願候

一 製銑用砂鉄粘土加減鑄鐵ナルモノ御製造、好結果ヲ被得、其御説明者一月分鉱業会誌ニ掲載アルベキ旨御知セ被下、未タ同誌上ニテ拝見モ不仕候得共、近日御論稿ヲ拝閲スル義ト待居申上候

一 砂鉄製銑方御経檢之云々奇妙ト奉存候、何様風消早々代理ヲ以、委細伺度奉存候間、宜敷御含置被下度候一 貴國県令公御廻し被成テ、夫レより大藏省工御進達之報告書寫し閲見ヲ被許篤拝見、稠密之至り、將經研真味感佩仕候、何分製銑之卒業者、御困難奉推考候得共、

[史料8]

[端書] 六月十六日返状済ム

[史料8]
拝啓仕候、陳者爾來御無音ニ打過候得共、時下向暖之候、愈々御勇壯之義と推察奉遙賀候、扱、先般者坂地ニ而拝顔を得候へ共、御熟談も不仕、實ニ遺憾此事ニ御座候、却説、當作業場改良之義者、何時ながら目覺敷進歩も無之、實ニ汗顏之至ニ御座候へ共、生も当地着以来、日夜寝食を忘る、程ニ配慮仕候而、有事ニ而昨今ニ至り、弥々其困難を極め候得共、又他之一方ニ於テ少敷改良之結果ヲ奏シ候得共、是又間接之事而已ニテ、逆モ書面上ニ而者難申上候得共、先々客月分日報者別紙之如きモノニ御座候間、鳥渡入御覽度、御閑暇之節御高覽被成下候ハ、幸甚、又該書ニ記載有之候水輔御一覽之為、御出張等之義モ御座候ハ、本月下旬頃丁度宜敷時期ニ御座候間、是又并テ申上置候、先者用迄如此御座候、早々不備
一 前款之通、雪解之上者、鉄場為伺之服心之者登場仕ラ
二存候処、其後彼モ東京ニ相滞、不日帰宅可仕ニ付、
帰来之早々為伺度志存ニ付、是亦宜敷奉願曰
一月十八日

近藤喜八郎

小花冬吉 様

[別紙切紙]

小花君ヘ御返書草案火急ニて別紙之通仕候間、御高覽正斧可被下候

一月十九日

近藤大御主君様

柳七郎

數通在中 座下

過日者兼願置候貴所製出鋼切、東京海軍省ニ於而試験之

小花冬吉

拝

近藤貴八郎様

結果報告書御恵投被成下、難有奉拝謝候

(1) この返状が何にあたるのかは不明である。

〔史料9〕

〔端裏書〕小花氏へ書状ひかへ

愚書呈啓、寒氣之節益御盛健御座被遊奉敬祥候、隨而其已來書信之御伺モ不述失敬之段御宥恕可被降候、寔ニ過示被下候旨、同人より委細ニ申越御厚慮不残奉感謝候、

諸、貴地工場御試験モ続々御配計、逐次御盛ニ被遊候趣、不容成大事業、御苦慮千万乍疵^延奉推上候、御模様伺旁々代理之者為尙度、過般より存念候得共、余り毎々御手煩相備候モ如何敷、態々差控志シヲ空相遇、遺念此事ニ御座候、憲八郎治義、先達而出京先キより申越候ニ者、

貴地工場に於テ鍛工御装置相成候御計画中之由、是亦実

地拝観ヲ願度、最早此節者御構造被為済候哉、及總シ而貴地御況場為尙度、前伸御許容御内慮御洩し被下候ハ、

難有仕合奉存候、

一兼而尊台當國ニ臨檢之義請願日夜ニ相仰キ、其念止サ

ル处、過般八郎治ヘ御内示之趣も御座候ニ付、御事業

右氣候伺旁々、併セテ寸翰ヲ呈候、前伸受書御示し被為
下度奉懇願候、恐懼謹言
六月廿七日

近藤 喜八郎 拝

小花技長様 親展

(1) 作成日とされる「六月廿七日」と時候文の整合性がとれない。

今後検討が必要と思われる。

〔史料10〕

〔端裏書〕明治十九七月宗太郎渡願書

願書

一此度落合鉄貴殿差出候義ハ、兼而之志願ニヨツテ義決

いたし候事ニ付、如此候上ハ、急度身分ヲ慎、小花氏之教授ニ隨ヒ、專鐵業ニ從事可致、大トナク小トナク

伝習之義ハ夫々書留、素より何事モ手ヲ就ケテ伝習シテ、職人ニナルノ心得ニテ勉強スヘシ、職人ハ則技手ナリ

一小花氏ハ短慮ニシテ稠敷人物ニ相見、且作業場ハ官業ニ付、滯留ヲ速ニ差免召使吳候哉否ヤハ難計候ヘ共、手厚ク相頼、山内ヘ寄留シテ、日々工業場へ出仕シテ教授ヲ受、而シテ実業ヲ見聞伝習致し度候事

一戸長役場之寄留書ニ而も持參可致候ヘハ、其手続ハ仕向可申、且県より県江賴入ルとか、或ハ郡役所より郡役所江賴入ルとか、不致而者不相成と申義ナレハ、夫ハ如何様ニモ出来可申候ヘ共、併成丈最安シテ遅い

たし度ニ付、可相成ハ、當人之請願トシテ、宗太郎より作業場之役場當テ願書ニテモ出し、召使吳候様之運ビニ相成度候事

一風送器ヲ以鉢ヲ吹候儀ハ、至極之事ニ相見候處、結果如何ニ候哉、我鉢所ヘ相用必弁ト見定メ候ヘハ、其入費より積算シテ、在来ノ吹方ニモ適用スヘキヤ否ヲ報道可致事

一銑ヲ改良いたし度種々被致候ヘ共、好結果ニハ不為所、五月之開鑿ニテハ、再応吹キテ上鋼之銑ヲ報

中敢テ請願スル恐懼之至ニ而、是レ耳落膽罷在候処、今般當県より御示之趣ニ拠レハ、去ル廿日附御県より本県へ御通牒アリン者、鉱山課長殿より尚御照会之趣モ有之、此地渴望之場も御推考、一順御來臨之場合ニ寄、希望被應候趣奉雀躍候、特別ニ御縁合御來臨之日ヲ偏ニ奉仰候

右氣候伺旁々、併セテ寸翰ヲ呈候、前伸受書御示し被為

下度奉懇願候、恐懼謹言

六月廿七日

近藤 喜八郎 拝

小花技長様 親展

押

足ナシ、費用少ナクシテ出来候へハ、此上エモナキ義ト被存候、矧亦、右様長キ鉄ヲ焼キ候者、在来之火久保ニテハ中々不容易、素より充分火ガ入兼候ニ付、鋼合セ不充分ナリ、焼炉ニシテ焼キ候時者、充分焼ケテ鋼セヨシ、隨テ歩留モ大ニ可宜と存し、大河平氏之成蹟書ニテ大意ハ相分申候

一 当方之見込ハ、汽錠ヲ据エ焼炉ヲ設置シテ、從來ノ鍛冶場ニテ胴切鉄ヲ製シ、夫ヲ焼炉ニシテ焼キ汽錠ニテ打延シ、海軍御使用之角鉄・長鉄ヲ上鋼ニ製造致し度念願之所、右両器械而已ニ七、八千円ヲ要シ候而已ナラズ、好結果ニ可相成哉否ヤ、第一、當時鉄下直ニ而、右資本ヲ要シ候共、夫ヲ消却ナスト算当ヲ立候而ハ、

鉄高直ニテ買上ニ不相成見込ニ付、右七、八千円ハ元入ト心得テ鉄之償ヒ見込不申候ヘハ、先ツハ御買上も可有候哉、難渋之場合ナリ、然ルニ、右器械ヲ不据付トモ、小花氏之使用相成候水車ニ而其用ヲナスナレハ、伝習シテ水車仕懸ノ大錠ヲ相用申度ニ付、當今好結果ヲ得御使用ニ相成候ヘハ、直様伝習いたし度之所、當鉄山ヘ据付ハ如何ニ被存可申哉、其辺も能々見聞ニシテ報道ナスヘシ

一 鉄ヲ焼炉中ニテ鍋釜ニテトキ、鉄棒ニテ交セ、カタマリタルヲ出シテ汽錠ニテ打延シ、順々煉鉄トナスガ極

り時々報道可致事

七月廿九日

高木宗太郎様

近藤喜兵衛
近藤喜八郎

(1) 明治二〇年四月「広島県官行鉱山落合作業場実況見聞報告」が高木によつて認められてゐる(資料番号一三八〇)。

万一千代清藏よりも人差出し居候様相聞候所、寒説ナルヤ、報道ナスヘシ
一 落合村下政助方へ落付、夫より伺可申候、同人中ニテ鉄ヲ吹キ不申ニ付、右ニテ相済候モノト想像イタシ居候
一千代清藏よりも人差出し居候様相聞候所、寒説ナルヤ、報道ナスヘシ
一 落合村下政助方へ落付、夫より伺可申候、同人中ニテ賄ヒ吳可申哉、其辺ハ追々嘶合ニ可致候、三飯ニテ何錢位ニ而ハ賄ヒ可申哉、諸色下直之場所ニ而安ク賄始可致候
右之通り相心得候ヘ共、万々別而注意いたし可申、素よ

り今日迄、最早一ヶ年の久敷日々勉励致居候ヘ共、兼々生が修業致候而相覺候正理より而案するに、机上并ニ實地共、砂鉄より上等銑を製出スルニハ、御承知之通り随

分一大難事して、僅々一両日之内ニ、如何なる人物乎は

存不申候ヘ共、村下杯へ陳述致候共、至極難解事共ニして、却而彼等の日間潰と相考候故、別段何も申処不有、

本手ニテ、然ル時ハ在来之鋳冶や場ハ凡テ廃止ニ相成候所、右鍋ニ而トキ候義、不容易よし兼而承居、且小花氏モ同様被申聞居候、併、同氏ハ此義も結果を得度ト、工風可有之ト為候

一 右鉄ヲロールト申器械ニ懸ケ引延し候ヘハ、則、板・鉄棒・鉄レイル、都而鉄道始船具等出来候趣ナリ、夫之器械ヲ備候ヘハ、廿万円モ要スルト申事ナリ、我国ニハ釜石之外ニハ無之趣ナリ

一 落合ニテモ、大鉄ヲ打延居可申と為候所、床ハ在来之マカセニ候哉、或ハ、高クいたし居候哉、東京・大阪之製造所ハ、都而舶來之床ニテ和床ヨリハ高キナルキモノナリ

一 右製鉄所之火久保ハ、煉化ニテ積上ケ高キモノナリ、鉄ヲ吹キ不申ニ付、右ニテ相済候モノト想像イタシ居候

一 落合村下政助方へ落付、夫より伺可申候、同人中ニテ賄ヒ吳可申哉、其辺ハ追々嘶合ニ可致候、三飯ニテ何錢位ニ而ハ賄ヒ可申哉、諸色下直之場所ニ而安ク賄始可致候

右之通り相心得候ヘ共、万々別而注意いたし可申、素よ

り時々報道可致事

七月廿九日

小花冬吉

拝

近藤喜八郎

玉机下

拝啓仕候、過口者村下ヲ以態々御書状及御贈物乞被下、度々御厚情奉深謝候、儲、過る十日附之愚書壳封、最早御落手之事と存候ヘ共、如何ニ御座候哉、村下ヘ御渡相成候御書面之内ニ、種々之御質問、同人江示候様御依頼謹而拝承仕候ヘ共、右ヶ条中何れも小生か昨年当地へ参候節より今日迄、最早一ヶ年の久敷日々勉励致居候ヘ共、兼々生が修業致候而相覺候正理より而案するに、机上并ニ實地共、砂鉄より上等銑を製出スルニハ、御承知之通り随

分一大難事して、僅々一両日之内ニ、如何なる人物乎は

存不申候ヘ共、村下杯へ陳述致候共、至極難解事共ニして、却而彼等の日間潰と相考候故、別段何も申処不有、

足ナシ、費用少ナクシテ出来候へハ、此上エモナキ義ト被存候、矧亦、右様長キ鉄ヲ焼キ候者、在来之火久保ニテハ中々不容易、素より充分火ガ入兼候ニ付、鋼合セ不充分ナリ、焼炉ニシテ焼キ候時者、充分焼ケテ鋼セヨシ、隨テ歩留モ大ニ可宜と存し、大河平氏之成蹟書ニテ大意ハ相分申候

(1) [史料12] 一二三行目にある「旧村下庄八」のことと思われる。

[史料12]

残暑酷烈に候處、尊台益御機嫌能御座被遊奉慶賀候、隨而弊舍無異、乍憚御消息可被降候、寔ニ過般者為御動靜

一 右鉄ヲロールト申器械ニ懸ケ引延し候ヘハ、則、板・鉄棒・鉄レイル、都而鉄道始船具等出来候趣ナリ、夫之器械ヲ備候ヘハ、廿万円モ要スルト申事ナリ、我国ニハ釜石之外ニハ無之趣ナリ

一 落合ニテモ、大鉄ヲ打延居可申と為候所、床ハ在来之マカセニ候哉、或ハ、高クいたし居候哉、東京・大阪之製造所ハ、都而舶來之床ニテ和床ヨリハ高キナルキモノナリ

一 右製鉄所之火久保ハ、煉化ニテ積上ケ高キモノナリ、鉄ヲ吹キ不申ニ付、右ニテ相済候モノト想像イタシ居候

一 落合村下政助方へ落付、夫より伺可申候、同人中ニテ賄ヒ吳可申哉、其辺ハ追々嘶合ニ可致候、三飯ニテ何錢位ニ而ハ賄ヒ可申哉、諸色下直之場所ニ而安ク賄始可致候

右之通り相心得候ヘ共、万々別而注意いたし可申、素よ

り時々報道可致事

七月廿九日

小花冬吉

拝

近藤喜八郎

玉机下

拝啓仕候、過口者村下ヲ以態々御書状及御贈物乞被下、度々御厚情奉深謝候、儲、過る十日附之愚書壳封、最早御落手之事と存候ヘ共、如何ニ御座候哉、村下ヘ御渡相成候御書面之内ニ、種々之御質問、同人江示候様御依頼謹而拝承仕候ヘ共、右ヶ条中何れも小生か昨年当地へ参候節より今日迄、最早一ヶ年の久敷日々勉励致居候ヘ共、兼々生が修業致候而相覺候正理より而案するに、机上并ニ實地共、砂鉄より上等銑を製出スルニハ、御承知之通り随

分一大難事して、僅々一両日之内ニ、如何なる人物乎は

存不申候ヘ共、村下杯へ陳述致候共、至極難解事共ニして、却而彼等の日間潰と相考候故、別段何も申処不有、

足ナシ、費用少ナクシテ出来候へハ、此上エモナキ義ト被存候、矧亦、右様長キ鉄ヲ焼キ候者、在来之火久保ニテハ中々不容易、素より充分火ガ入兼候ニ付、鋼合セ不充分ナリ、焼炉ニシテ焼キ候時者、充分焼ケテ鋼セヨシ、隨テ歩留モ大ニ可宜と存し、大河平氏之成蹟書ニテ大意ハ相分申候

(1) [史料12] 一二三行目にある「旧村下庄八」のことと思われる。

[史料12]

残暑酷烈に候處、尊台益御機嫌能御座被遊奉慶賀候、隨而弊舍無異、乍憚御消息可被降候、寔ニ過般者為御動靜

一 右鉄ヲロールト申器械ニ懸ケ引延し候ヘハ、則、板・鉄棒・鉄レイル、都而鉄道始船具等出来候趣ナリ、夫之器械ヲ備候ヘハ、廿万円モ要スルト申事ナリ、我国ニハ釜石之外ニハ無之趣ナリ

一 落合ニテモ、大鉄ヲ打延居可申と為候所、床ハ在来之マカセニ候哉、或ハ、高クいたし居候哉、東京・大阪之製造所ハ、都而舶來之床ニテ和床ヨリハ高キナルキモノナリ

一 右製鉄所之火久保ハ、煉化ニテ積上ケ高キモノナリ、鉄ヲ吹キ不申ニ付、右ニテ相済候モノト想像イタシ居候

一 落合村下政助方へ落付、夫より伺可申候、同人中ニテ賄ヒ吳可申哉、其辺ハ追々嘶合ニ可致候、三飯ニテ何錢位ニ而ハ賄ヒ可申哉、諸色下直之場所ニ而安ク賄始可致候

右之通り相心得候ヘ共、万々別而注意いたし可申、素よ

り時々報道可致事

七月廿九日

小花冬吉

拝

近藤喜八郎

玉机下

拝啓仕候、過口者村下ヲ以態々御書状及御贈物乞被下、度々御厚情奉深謝候、儲、過る十日附之愚書壳封、最早御落手之事と存候ヘ共、如何ニ御座候哉、村下ヘ御渡相成候御書面之内ニ、種々之御質問、同人江示候様御依頼謹而拝承仕候ヘ共、右ヶ条中何れも小生か昨年当地へ参候節より今日迄、最早一ヶ年の久敷日々勉励致居候ヘ共、兼々生が修業致候而相覺候正理より而案するに、机上并ニ實地共、砂鉄より上等銑を製出スルニハ、御承知之通り随

分一大難事して、僅々一両日之内ニ、如何なる人物乎は

存不申候ヘ共、村下杯へ陳述致候共、至極難解事共ニして、却而彼等の日間潰と相考候故、別段何も申処不有、

足ナシ、費用少ナクシテ出来候へハ、此上エモナキ義ト被存候、矧亦、右様長キ鉄ヲ焼キ候者、在来之火久保ニテハ中々不容易、素より充分火ガ入兼候ニ付、鋼合セ不充分ナリ、焼炉ニシテ焼キ候時者、充分焼ケテ鋼セヨシ、隨テ歩留モ大ニ可宜と存し、大河平氏之成蹟書ニテ大意ハ相分申候

(1) [史料12] 一二三行目にある「旧村下庄八」のことと思われる。

[史料12]

残暑酷烈に候處、尊台益御機嫌能御座被遊奉慶賀候、隨而弊舍無異、乍憚御消息可被降候、寔ニ過般者為御動靜

一 右鉄ヲロールト申器械ニ懸ケ引延し候ヘハ、則、板・鉄棒・鉄レイル、都而鉄道始船具等出来候趣ナリ、夫之器械ヲ備候ヘハ、廿万円モ要スルト申事ナリ、我国ニハ釜石之外ニハ無之趣ナリ

一 落合ニテモ、大鉄ヲ打延居可申と為候所、床ハ在来之マカセニ候哉、或ハ、高クいたし居候哉、東京・大阪之製造所ハ、都而舶來之床ニテ和床ヨリハ高キナルキモノナリ

一 右製鉄所之火久保ハ、煉化ニテ積上ケ高キモノナリ、鉄ヲ吹キ不申ニ付、右ニテ相済候モノト想像イタシ居候

一 落合村下政助方へ落付、夫より伺可申候、同人中ニテ賄ヒ吳可申哉、其辺ハ追々嘶合ニ可致候、三飯ニテ何錢位ニ而ハ賄ヒ可申哉、諸色下直之場所ニ而安ク賄始可致候

右之通り相心得候ヘ共、万々別而注意いたし可申、素よ

り時々報道可致事

七月廿九日

小花冬吉

拝

近藤喜八郎

玉机下

拝啓仕候、過口者村下ヲ以態々御書状及御贈物乞被下、度々御厚情奉深謝候、儲、過る十日附之愚書壳封、最早御落手之事と存候ヘ共、如何ニ御座候哉、村下ヘ御渡相成候御書面之内ニ、種々之御質問、同人江示候様御依頼謹而拝承仕候ヘ共、右ヶ条中何れも小生か昨年当地へ参候節より今日迄、最早一ヶ年の久敷日々勉励致居候ヘ共、兼々生が修業致候而相覺候正理より而案するに、机上并ニ實地共、砂鉄より上等銑を製出スルニハ、御承知之通り随

分一大難事して、僅々一両日之内ニ、如何なる人物乎は

存不申候ヘ共、村下杯へ陳述致候共、至極難解事共ニして、却而彼等の日間潰と相考候故、別段何も申処不有、

足ナシ、費用少ナクシテ出来候へハ、此上エモナキ義ト被存候、矧亦、右様長キ鉄ヲ焼キ候者、在来之火久保ニテハ中々不容易、素より充分火ガ入兼候ニ付、鋼合セ不充分ナリ、焼炉ニシテ焼キ候時者、充分焼ケテ鋼セヨシ、隨テ歩留モ大ニ可宜と存し、大河平氏之成蹟書ニテ大意ハ相分申候

(1) [史料12] 一二三行目にある「旧村下庄八」のことと思われる。

[史料12]

残暑酷烈に候處、尊台益御機嫌能御座被遊奉慶賀候、隨而弊舍無異、乍憚御消息可被降候、寔ニ過般者為御動靜

一 右鉄ヲロールト申器械ニ懸ケ引延し候ヘハ、則、板・鉄棒・鉄レイル、都而鉄道始船具等出来候趣ナリ、夫之器械ヲ備候ヘハ、廿万円モ要スルト申事ナリ、我国ニハ釜石之外ニハ無之趣ナリ

一 落合ニテモ、大鉄ヲ打延居可申と為候所、床ハ在来之マカセニ候哉、或ハ、高クいたし居候哉、東京・大阪之製造所ハ、都而舶來之床ニテ和床ヨリハ高キナルキモノナリ

一 右製鉄所之火久保ハ、煉化ニテ積上ケ高キモノナリ、鉄ヲ吹キ不申ニ付、右ニテ相済候モノト想像イタシ居候

一 落合村下政助方へ落付、夫より伺可申候、同人中ニテ賄ヒ吳可申哉、其辺ハ追々嘶合ニ可致候、三飯ニテ何錢位ニ而ハ賄ヒ可申哉、諸色下直之場所ニ而安ク賄始可致候

右之通り相心得候ヘ共、万々別而注意いたし可申、素よ

り時々報道可致事

七月廿九日

小花冬吉

拝

近藤喜八郎

玉机下

拝啓仕候、過口者村下ヲ以態々御書状及御贈物乞被下、度々御厚情奉深謝候、儲、過る十日附之愚書壳封、最早御落手之事と存候ヘ共、如何ニ御座候哉、村下ヘ御渡相成候御書面之内ニ、種々之御質問、同人江示候様御依頼謹而拝承仕候ヘ共、右ヶ条中何れも小生か昨年当地へ参候節より今日迄、最早一ヶ年の久敷日々勉励致居候ヘ共、兼々生が修業致候而相覺候正理より而案するに、机上并ニ實地共、砂鉄より上等銑を製出スルニハ、御承知之通り随

分一大難事して、僅々一両日之内ニ、如何なる人物乎は

存不申候ヘ共、村下杯へ陳述致候共、至極難解事共ニして、却而彼等の日間潰と相考候故、別段何も申処不有、

足ナシ、費用少ナクシテ出来候へハ、此上エモナキ義ト被存候、矧亦、右様長キ鉄ヲ焼キ候者、在来之火久保ニテハ中々不容易、素より充分火ガ入兼候ニ付、鋼合セ不充分ナリ、焼炉ニシテ焼キ候時者、充分焼ケテ鋼セヨシ、隨テ歩留モ大ニ可宜と存し、大河平氏之成蹟書ニテ大意ハ相分申候

(1) [史料12] 一二三行目にある「旧村下庄八」のことと思われる。

[史料12]

残暑酷烈に候處、尊台益御機嫌能御座被遊奉慶賀候、隨而弊舍無異、乍憚御消息可被降候、寔ニ過般者為御動靜

一 右鉄ヲロールト申器械ニ懸ケ引延し候ヘハ、則、板・鉄棒・鉄レイル、都而鉄道始船具等出来候趣ナリ、夫之器械ヲ備候ヘハ、廿万円モ要スルト申事ナリ、我国ニハ釜石之外ニハ無之趣ナリ

一 落合ニテモ、大鉄ヲ打延居可申と為候所、床ハ在来之マカセニ候哉、或ハ、高クいたし居候哉、東京・大阪之製造所ハ、都而舶來之床ニテ和床ヨリハ高キナルキモノナリ

一 右製鉄所之火久保ハ、煉化ニテ積上ケ高キモノナリ、鉄ヲ吹キ不申ニ付、右ニテ相済候モノト想像イタシ居候

一 落合村下政助方へ落付、夫より伺可申候、同人中ニテ賄ヒ吳可申哉、其辺ハ追々嘶合ニ可致候、三飯ニテ何錢位ニ而ハ賄ヒ可申哉、諸色下直之場所ニ而安ク賄始可致候

右之通り相心得候ヘ共、万々別而注意いたし可申、素よ

り時々報道可致事

七月廿九日

小花冬吉

拝

近藤喜八郎

玉机下

拝啓仕候、過口者村下ヲ以態々御書状及御贈物乞被下、度々御厚情奉深謝候、儲、過る十日附之愚書壳封、最早御落手之事と存候ヘ共、如何ニ御座候哉、村下ヘ御渡相成候御書面之内ニ、種々之御質問、同人江示候様御依頼謹而拝承仕候ヘ共、右ヶ条中何れも小生か昨年当地へ参候節より今日迄、最早一ヶ年の久敷日々勉励致居候ヘ共、兼々生が修業致候而相覺候正理より而案するに、机上并ニ實地共、砂鉄より上等銑を製出スルニハ、御承知之通り随

分一大難事して、僅々一両日之内ニ、如何なる人物乎は

存不申候ヘ共、村下杯へ陳述致候共、至極難解事共ニして、却而彼等の日間潰と相考候故、別段何も申処不有、

足ナシ、費用少ナクシテ出来候へハ、此上エモナキ義ト被存候、矧亦、右様長キ鉄ヲ焼キ候者、在来之火久保ニテハ中々不容易、素より充分火ガ入兼候ニ付、鋼合セ不充分ナリ、焼炉ニシテ焼キ候時者、充分焼ケテ鋼セヨシ、隨テ歩留モ大ニ可宜と存し、大河平氏之成蹟書ニテ大意ハ相分申候

(1) [史料12] 一二三行目にある「旧村下庄八」のことと思われる。

[史料12]

残暑酷烈に候處、尊台益御機嫌能御座被遊奉慶賀候、隨而弊舍無異、乍憚御消息可被降候、寔ニ過般者為御動靜

一 右鉄ヲロールト申器械ニ懸ケ引延し候ヘハ、則、板・鉄棒・鉄レイル、都而鉄道始船具等出来候趣ナリ、夫之器械ヲ備候ヘハ、廿万円モ要スルト申事ナリ、我国ニハ釜石之外ニハ無之趣ナリ

一 落合ニテモ、大鉄ヲ打延居可申と為候所、床ハ在来之マカセニ候哉、或ハ、高クいたし居候哉、東京・大阪之製造所ハ、都而舶來之床ニテ和床ヨリハ高キナルキモノナリ

一 右製鉄所之火久保ハ、煉化ニテ積上ケ高キモノナリ、鉄ヲ吹キ不申ニ付、右ニテ相済候モノト想像イタシ居候

一 落合村下政助方へ落付、夫より伺可申候、同人中ニテ賄ヒ吳可申哉、其辺ハ追々嘶合ニ可致候、三飯ニテ何錢位ニ而ハ賄ヒ可申哉、諸色下直之場所ニ而安ク賄始可致候

右之通り相心得候ヘ共、万々別而注意いたし可申、素よ

り時々報道可致事

七月廿九日

小花冬吉

拝

近藤喜八郎

玉机下

拝啓仕候、過口者村下ヲ以態々御書状及御贈物乞被下、度々御厚情奉深謝候、儲、過る十日附之愚書壳封、最早御落手之事と存候ヘ共、如何ニ御座候哉、村下ヘ御渡相成候御書面之内ニ、種々之御質問、同人江示候様御依頼謹而拝承仕候ヘ共、右ヶ条中何れも小生か昨年当地へ参候節より今日迄、最早一ヶ年の久敷日々勉励致居候ヘ共、兼々生が修業致候而相覺候正理より而案するに、机上并ニ實地共、砂鉄より上等銑を製出スルニハ、御承知之通り随

分一大難事して、僅々一両日之内ニ、如何なる人物乎は

存不申候ヘ共、村下杯へ陳述致候共、至極難解事共ニして、却而彼等の日間潰と相考候故、別段何も申処不有、

足ナシ、費用少ナクシテ出来候へハ、此上エモナキ義ト被存候、矧亦、右様長キ鉄ヲ焼キ候者、在来之火久保ニテハ中々不容易、素より充分火ガ入兼候ニ付、鋼合セ不充分ナリ、焼炉ニシテ焼キ候時者、充分焼ケテ鋼セヨシ、隨テ歩留モ大ニ可宜と存し、大河平氏之成蹟書ニテ大意ハ相分申候

(1) [史料12] 一二三行目にある「旧村下庄八」のことと思われる。

[史料12]

者、今二相届不申、如何ト奉存候、是二者、定而御内慮之
書、委細ニ被仰下拝承仕候、其前十日御発之郵報御書面
伺之愚書ヲ以、使夫指上候処、客月十六日御認メ之御投

處御示し被下候義ト、日々相待候ヘ共、前伸之通りテ、再三恐縮存候ヘ共、書中ヲ以御伺申上候、貴地工場陸続御厚態可被遊奉推上候、百端御繁務之御中、御教示被下

奉深謝候、却説、弊生請願之一条者、予テ御示し被下候
通、貴地御模様振相伺、好結果拝觀三テ後、御教篤ヲ弊

地二移し候様、誠ニ満足之至ニ奉存候得共、眼目当今鉱業困難ニ際し、相続方之苦心之折柄故ニ、先以純良銑鐵

ヲ製スル者、前如仰し、御指揮ヲ待テ然ル後之事、砂鉄
、ニモ、ノ乞賣ヲ省カノカニ、貳送費ヲ差置ヲ高キ金

ト木崩トノ方費ニ省ナシ方為ニ屬道橋ニ裝置ニ高タ多
ヲ塗リテ吹方ヲ仕度、已ニ雲州地方ニテ試吹致候ヲ実觀
ハシテ、相違ニニニ費皆日省ニ日美、衣ニ幾義ヲ去置土

スルニ 相違ナク冗費者相省キ申候 依テ機械ニ装置仁
候者、好結果ヲ移スノ手廻ニ相談、漸次改良ヲ仰ガシ

力為ニ設置仕度念慮ニ御座候 右就テ者 甚願上兼候ヘ
共、貴地御模様寄、成ル丈ケ御縁合被為下候テ、一応當

國御臨來ヲ仰度、機械装置之場所ヲモ御検査被下度專一機械適否及購求度・注文之云々トモ、万々御指揮ヲ仰願仕度、最早白露之候モ近寄、炬ヲ吹最上ノ氣候、間隙ニ付、旁々氣促ニ被存候、右等之精心ニ付、單ニ特別ノ御配慮被為候様、依而奉懇願候、過般旧村下庄八ナル

ヲ煩シ候而已ならず、數回之照会等も御座候而、卒ニ先頃万不得已の次第、右者、岡山県之依頼応シ、鉱山局之

承諾ヲ經テ 御書面中之如キ原告ニ被發事故 今更以テ
実致方無之義ニ付、其辺宜敷御了知可成歟、岡山県之動
勢を御推察、後日又々御高示之如キ願書御差出被成候方、

可然と奉存候、小生も元より鉄山之義ニ候故、可相成者貴君之洗採丈ナリ共許可相成候様致度取計掛候得共、何

分ニも承諾済之事故、今更以何共致方無之、實ニ殊忍于
万ニ奉存候、広島県下之砂鉄掘採スラ、尚同県より内務
省へ上申シテ、廢業サセントシテ、且下其現場取調之為、
杉村次郎鉱山局ヨリ同県下へ出張致居候位之事ニ御座候
間、岡山県下ニ而砂鉄掘採者、中々以六ヶ敷義ニ御座候

昨今小生者広島県官行鉄山之義二付上申之為、去ル九月
下旬より上京、今以御用済ニ不相成、日々奔走御用ニ從
事罷在候、当地ニ而可足御用御座候ハヽ、決而無御心配
も御申越被下度、小生者尚半ヶ月間位者当地ニ滞在仕居
候間、右様御承知被下度、落合ヘ御遣被成候高木ニモ、
其後生者留守にて宜敷申遣候得共、其後御越被成候哉、
該所二者尔来別ニ新法も無御座候、加フルに只今野生之
目論見中ニ有之候事之決着迄者、別段是迄之通ニ致置候
積故、御滞在之功も無之哉と奉存候、先者右貴酬迄、上

史籍1

卷之三

八
不
八
指
十

花苗持説仁候、其後行御無音ニ持て候得共貴君未簡御安
康之由大賀此事ニ御座候、小生義も無異罷在候間、乍外
御休神可被下候、扱、先日者貴地砂鉄洗採云々、縷々御
申越相成候、逐一拝見、実ニ容易ならざる事ニ御座候故、
鉱山局へ参り、伊藤局長ニも面会、右貴君之御書面ニ依
り、種々面語致候處、右岡山県下之事者度々本局之手数

京之御被知旁如此二御座候早々不備

三

近藤喜八郎

卷之三

追々向寒之候ニ候得共、貴家皆々様愈御安康之由奉賀候、
二二野生義も、御用未相濟、今以滞京罷在候、右御用ニ
付、其後度々鉱山局へ出頭、先日貴君より縷々御申越之
一条ニ付、尚詳細彼県告之義取調候処、該局ニ於而も、
元より鉱山保護之点ヨリ、貴山而已ならず、凡テ鉱業者

事業者旧に復ス可キ見込ニ有之候間、先々其心組ニテ該
県下ニ関係ナキ部分ニ於テ而已御洗採の方宜敷、いつれ
来年ニも相成候ハ、御都合宜敷様可相成と推察仕候間、
右御通知申上候、先ハ要用而已如此御座候、早々不二

十一月廿三日

小花冬吉

拝

近藤貴八郎様

去ル十七日之愚書、最早御落手ニ相成候哉、否

追而

〔史料15〕

拝見致候、陳者杉村技師云々御申越ノ趣了承、同氏義ニ
は、去ル十五日備後國ぬか郷川島村ニ於テ生出会シ、夫
より同行ニテ、昨十九日着岡致候、就而は、明廿一日同
行ニテ津山泊り、夫より西久米郡羽山村検査済、新庄村
ニ罷被越筈、右御了承相成度、此段御通知及候也

十二月廿日

窪田柳吉様

忠照(1)

(1) 封筒には「植原忠照」とあるが、いかなる人物か不明。
二白、同氏者自由舍ニ滞宿ニ候得共、今夕者県知事ノ振
舞ニ而後樂園ニ被參、留守中ニ有之候、如右申添候也

〔史料16〕

〔貼紙〕此具状書者、十九年十二月廿一日岡山ニテ、杉村次郎
君、山・広・岡ノ三県下諸鉱山及砂鉄採取場巡檢之
節、出張先キ工提出シテ、宣シクハ御同氏入掌アリ

岡山県下濁水ノ苦情ハ、今ニ始マリタルニアラス、聞ク
古來此論アリシト、去レトモ、其為メニ採鉱ヲ妨害スル
ニ至リタルハ、未タ曾テ知サル所ニシテ、実ニ空前絶後
ノ一珍事ト謂フヘシ、是ニ於テ、退テ之レヲ熟考スルニ、
此事タル、道理ニ背馳スル所ナキヲ得ン歟、何トナレバ、
岡山県下諸川ノ美作ニ發源シテ、下流ノ針路ヲ備前ニ取
ル者ハ、天然ノ地勢ノ然ラシム所ニシテ、隨テ、其国土
地ニ相応ノ產物ヲ殖スルハ、是亦造化ノ然ラシムル処ナ
リ、故ニ、山間ノ地ニ採鉱牧畜ノ利アルハ、猶ホ沿海ノ
國ニ漁塙ノ利アリ、沃野多キノ国ニ穀物ノ產スルカ如シ、
若シ、之ニ反シテ、平坦ノ地ニ穀物ヲ產セス、沿海ノ地

閣下御参考ノ一材料ニ供シ、併セテ英断ヲ仰カントス、
凡ソ、事一利アレハ一害之ニ伴フハ、理數ノ免レサル所
ニシテ、利益ヲ偏有スルモノハ、世間殆ト有ルコト鮮シ、
若シ、消極ニ走リテ、其害ノミヲ挙ケ、其利ヲ計ラサレ
ハ、天下ノ事業悉之ヲ廢セサルベカラズ、故ニ採鉱ノ業
モ亦タ全ク有利無害トノミ断言スヘカラズ、然リト雖モ、
害ニ大小アリ、事ニ輕重アリ、故ニ事物ノ全体ヲ洞見シ
テ、利害ノ小大輕重ヲ計較シ、其可否取捨ヲ決セサルヘ
カラズ、彼ノ山林乱伐シテ旱魃ヲ來タスト云フハ、反対
論者屈竟ノ城壁ナリ、固ヨリ机上議論ニテハ金城湯池ト
モ云フヘキモ、実地ニ就キテ之ヲ查スルトキハ、斯ノ如
キノ広大ナラズシテ、却テ反対ノ実跡アルヲ見ルベシ、
何トナレバ、美作國ノ如キハ、一円山又山ニシテ、僅カ
ニ、ニ山脈ノ瘠土不用ノ地ニ生スタル樹木ヲ伐採シテ
薪炭ニ供タリトテ、決シテ旱魃等ニ影響ヲ及ボスナクシ
テ、一モ其害ヲ見サルナリ、啻ニ害ナキノミナラス、却
テ益アリ、他ナシ、斯ノ如キ五寒ノ山地ニテハ、多少伐
木セサレハ、潤水清冷ニシテ植物生育上宜カラサル故ナ
リ、又、巖石土砂ヲ流出シテ、出水ノ際大害アリト云フ
ハ、是又、實地ヲ察知セサル空論ノミ、何トナレハ、本
年ノ如キ非常ノ洪水ニ当リテモ、多ク其土砂巖石ヲ流出
セシハ、必ス他ノ幹支川ニシテ、彼ノ砂鉄ヲ採取スルノ
ノ上、當分ノ内、採鉄増加ヲ許可セラレサル旨告旨セラ
レタリ、是ニ就キテ、決シテ駁撃ヲ加フルアラサレトモ、
其見ル所大ニ齟齬スルモノアルヲ以テ、聊カ之ニ弁シテ、

鉄鋼ハ、全国中必用ノ品ナリ、全国有用ノ品ヲ一国ノ苦情ニ換エテ産業束縛ニ罹ルハ、理ニ於テアル間敷、若シ、斯ノ如クシテ外三県下へ破及セハ、(选)皇国内ノ鉄業消滅ノ前兆ヲ端初スルノ道理ニテ、之レ等ハ特ニ御説明被為在、全國便益人民ノ失望ナキ平穏公明ノ御取分ヲ仰度耳、
鐵山稼ノ義ハ、國中廉立産業ニテ、世間必用ノ物品ニ候
ヘハ、追々盛大ニ為取閑度御趣意ノ処、濁水故障等彼是
旧弊モ有之、畢竟自己ノ勝手ノミ申立、世間融通ヲ妨ケ
矣、事二付自今古

候筋二七相当　当今人形勢別々不者合ノ事二件　自今右様ノ故障不申立、互ニ国産ノ盛大ニ相成候ヲ心掛可申候、就テハ、鐵山稼志願者ハ、速ニ御許可可相成候条、此段為心得相達置候事

山陰陽數国ノ山脈ニ過キス、豈二天然特有ノ產物ニアス
ヤ、且ツ多少濁水ヲ出ス代リニハ、流末ノ地ニ開墾ノ耕
地ヲ得ルノ利アルコトヲ、亦記憶セサルヘカラサルナリ、
夫レ美作國ノ採鉱タルヤ、古來固有ノ產物ナルコトハ、

神龜五年ノ聖詔ニモ、大庭・真嶋二郡ノ庸米ヲ免シ、綿失ニ易フトアリ。

〔貼紙〕○且ツ曩キニ北條県タリシトキモ、國益ヲ妨害ス

ヘカラサル様ト左ノ趣達セラレタル、以テ見ルヘシ、況
シヤ該故障ヲ唱フルモ僅ニ二、三ノ主唱者アリテ、他ハ

之レニ雷同シ、或ハ反対スルモノアリト謂ニ於テヲヤ

陥シテ陳ル 山陰陽両道ノ内ニテ 四県丁之数国六
苦情ヲ唱フルハ、岡山県下備前国ノミ、出鉱製鍊二係ル

ル所ナリト雖モ、猶木黙スルニ忍ヒサルモアリ、依テ、

ス、伏而翼クハ採納アランコトヲ

右謹而奉聞申候也

近藤喜八郎印

東京二三事 小林冬吉

東京二三事 小林冬吉

〔史科9〕

別紙徳取書ヲ写シテ御一見ニ供ス、

御書

御書面拝見、陳ハ砂鉄場之義、岡山県ニ於テ、當今ノ場
處ヲ転し他ヘ更ニ移ルヲ禁スルヲ止メ、取締法ヲ設ケテ、
採取跡ニ苗木植付、又ハ休業廃業跡ハ石垣其他ノ手当ヲ
為して、土砂ノ流失ヲ防クコトニ致候筈ニ、内務技師ト
モ相談ヲ相整候、十分砂鉄営業者ノ便利ヲ図リ候様致候
積リニテ、結局、其方法ハ島根・鳥取・広島・岡山共ニ
同一様ノ法ニテ取締相付候筈ニ致度積リニ御座候間、幾
分ノ御便利ヲ増し可申候、余ハ窪田氏ヘ申含メ置候条、

十二月廿一日

近藤喜八郎様

杉邨次郎

テ発ルカ
或ハ三原戸三官官ニ直轉ニ發ルカ
寶月製
真ノ改良場及技師ノ設ケ施シ、寔ノ產業隆盛ニ至リ候様、

上申方ハ御座有リ間敷哉、

備中辺モ確カニ鉄ノ仕出し少ク、石州モ雲州モ同様ニ可有之、今年者少し勢ひを、出来可申様ニ相見申候、是等ニ付御賢慮アルコトモ、時々可有御座、近年衰力ヲ少しハ灰（恢）復スル期モ至ルへしト、是折処ナリ右舒愚意之一点ヲ謹テ陳呈スル耳

一月二日

窪田柳七郎

帰拝

御閑間之節、御一見ヲ乞⁽¹⁾

〔1〕「書簡集」では、この後さらに「改良方法ニ付、別紙質問書ニ對し答ヘアリ」（後略）と統くが、この「質問書」は原文書の書簡ニ七通の中には含まれていない。

〔史料20〕

先回者、岡山表ヘ代理窪田柳七郎差出為伺候處、百端御懇ニ御示し被降候趣逐一拝承、御厚意之段奉鳴謝候、将来尚鉱業上御保護被下度、伏而望願仕候、隨而左之件ニ伺上度、毎々御高慮ヲ煩シメ恐懼之至、宜敷御採納可被下候

一 岡山県下採取一条者、取締方法ヲ御示し相成、採取者

間、将来別而御教示奉仰候

一 本年之御洋行被遊候哉、其亦島根県工も御巡視被遊候哉ノ旨御内示之趣、何卒其節ハ当地御通行被下候テ、

実地ニ御巡覽被下度、誠ニ好機会ト奉存上候、先般者真庭地方工御臨検ト奉存候ヘ共、御帰省ノ御急キ被遊度、一途ニ往々、追々実地ノ模様ト愚意ヲ上申仕度候

候旨遺憾仕候

一 諸鉱山用棒鉄其他目下使用向多ニ付、其便利ナルヲ日本鉱業会日誌工御廣告被下旨、御厚志千万奉謝上候、何卒、御会中ヨリモ一入御賞賛被為下テ、鉄鋼トモ名

御廻し被下度候、右迄申上度、如此ニ御座候、勿々

一月一日 喜八郎

杉村 様

〔史料21〕

其後モ御紙面被投奉謝候、○風車ハ大坂ノ大谷頓太郎ニ

滝坂中申聞候ノ處、据付テ効能ノアル迄、代金ニハ不及候間、砂鉄ノ為メニ効ヲ奏スレハ、広ク有之候間、自分モ勉強シテヤリテ見タリシトノ事ニ御座候間、必ス一基

ハ御試シノ為メ御据付可然ト被存候、田部長右衛門、試験ノ結果御聞ノ事ト奉存候、○砂鉄業ニハ、学者ニ尋ルトモ、皆素人ニテ、貴君等力実地ニ明ルキ丈ヶ黒人ト申方可然、他人ヲ頼マンヨリハ、御自分ニ嫡子ニテモアレハ、其學術ヲ研究セシムルヲ上策トス、彼是無駄ナル事スルヨリハ、急ケハ廻レノ醫ノ通りニテ、仏國等ニ遣スヘシ、以テ永遠ノ策ヲ立ツヘシ、仏國ノ坑法中、砂鉄ノ

章ヲ訳候故、御参考ニ壹冊指上候、而シテ此項ニ、砂鉄ノ業ハ維持改良スヘシト申題ニテ、鉱業会誌ニ論文ヲ載セ度候間、何ナリトモ、沿革・產高等、右ニ用ヲ為ス様

充分營業致候様御内示之趣、該眞之處者安懷之至り、鉱業上ニ満足ヲ与ヘラレ、一同難有仕合、而シテ取締方法者、流し跡、休業・廢業トモ苗木植付其他之方法ニシテ、四県下同一之取締方御示命可被為在旨敬承仕候、

先日モ代理ヨリ上申仕候由、此方法者寛ニシテ台体ニ能縊リ相立候様相成度、広島・鳥取・島根県下ニおみてハ、濁水故障等曾テ無之、取締方嚴則ナレハ、夫レガ為却テ困却ヲ來スコトナキニアラス、此辺御洞察被為在、束縛ニ至サル方法ヲ奉希望候

一 改良方云々付、御用繁ナル御巡回ヲモ不顧數箇御伺申上候處、是亦夫々御示し被下候趣敬承、難有奉存候、何れ改良ニ就テハ、是非御尊慮蒙リ漸次改進ニ赴シメ度、一途ニ往々、追々実地ノ模様ト愚意ヲ上申仕度候間、将来別而御教示奉仰候

一 本年之御洋行被遊候哉、其亦島根県工も御巡視被遊候哉ノ旨御内示之趣、何卒其節ハ当地御通行被下候テ、

実地ニ御巡覽被下度、誠ニ好機会ト奉存上候、先般者真庭地方工御臨検ト奉存候ヘ共、御帰省ノ御急キ被遊度、一途ニ往々、追々実地ノ模様ト愚意ヲ上申仕度候

候旨遺憾仕候

一 諸鉱山用棒鉄其他目下使用向多ニ付、其便利ナルヲ日本鉱業会日誌工御廣告被下旨、御厚志千万奉謝上候、何卒、御会中ヨリモ一入御賞賛被為下テ、鉄鋼トモ名

御廻し被下度候、右迄申上度、如此ニ御座候、勿々

一月廿一日 杉村次郎

近藤喜八郎様

机下

〔※〕鉱山用鑿鉗地鉄壳捌図面省略

〔地鉄廣告の草稿〕

我邦中國ノ製鉄ハ、純良ナル磁鐵質ノ鉄ヲ以テ木炭ヲ用ヒ製煉スル處ニシテ、彼外國產ノ雜質鉄ニ石炭ヲ以テ製煉スルモノナルカ故ニ、坑業人諸君モ、終ニ外產ノ棒鉄ヲ用ヒラル、常ニサルハ、常ニ坑夫等力自ラ我邦ノ鉄ヲ使ヒ宜シトシテ好ム所以ナリ、然ルニ、外國製ナル者ハ、常ニ所好ノ形式ヲ以テ販売セリ、彼棒鉄ニ比スルノ壳価ヲ以テ、坑業家諸君ノ御便利ヲ図ラント欲ス、何卒、我產品ノ利ヲ棄ツルコトナクシテ御仕用アランコトヲ、千祈々々

但し、各鉱山より直々御注文被下候て、可成廉価ニ致し、且、百

円以上ハ何割引ノ値ヲ以テ差上可申候

伯州 近藤
大坂 同店

〔貼紙〕此端書草稿者、杉邨氏發意ニシテ、目今全國中諸鉱山ニおるて棒鉄其他鑿鉋地業ノ使用巨多ニシテ夥敷、ヨツテ日本工業会ヨリ之レヲ贊成、輔勢シテ販路ヲ開クベシトテ、此書面ノ意ニシテ、尚、俗ニ解易キヲ要シ、廿年一月・二月

ノ廣告ニ出サンコトヲ教示セラレシコトナリ、是レハ、主意ヲ談話ノ間ニおゐて、氏ノ意味云々シテアツテ渡サレタルナリ

(1) 封筒裏面には「二月廿八日」とあり、これが投函日と思われる。

〔史料22〕

春寒強候處、益御盛健御座被遊奉欣抃候、隨而蛙居無異送光、乍憚御消慮可被降候、陳ハ、客月廿八日御發之芳翰⁽¹⁾誦、百方御懇篤ナル御教示紙毫ニ難尽、奉鳴謝候、⁽²⁾御滞阪中、大谷賴太郎ヘ御示し被下候品機械据付、同人之志存感心之事御座候、何卒、御手続ニ甘シ早々試度、是より計画可仕候、田辺⁽³⁾長右衛門氏モ、未タ好結果

し出ル品ニ寄厚薄有之候ニ付、先以、鐵地何貫メ目ニ付何程ト一ト通り記載置候間、余者其品ニ寄尚々相勵キ整理可仕候間、此辺御含可然御記載方可被成下度候一鑿鉋通常鐵地極美何貴メ目ニ付、代値大坂ニテ鑿地壹円六拾錢、鎧地壹円五拾錢、余者、御注文之品ニ隨ひ、可成廉価ニ整調差上可申上候事

右鐵地御広告之義者、至急願度ト存居候處、返テ御沙汰ヲ蒙り難有次第、何卒至急御広告被成下度、各地方之注文ニ隨ひ、尚現品注意可仕候、猶亦、鋼モ入用丈ヶ者、可成良品ヲ製出可仕候ニ付、御広告ニ御加ヘ可被下候

一鉄業沿革之義者、御高鑿之通目下其方向ヲ何れニ附セントスヤ、改良適否ト此遲速トニ倚り、是レカ改良目途弥相立チナハ、再度鉱業モ幸福ヲ得ヘシ、沿革見込之方法者筆毫ニ尽得ス、予テ御高慮ヲ煩シ居レルカ如シ、然レトモ、官庁ノ御保護ト人民之開達スルヲ以改良維持ニ赴カシメサレハ、貴重ノ天産ヲ拋棄スルニ外ナラス、就中、產高之如キハ、目下之通衰頗ニ際シテハ製產高僅々タルナルヘシ、行業ノ盛ナルニ際シテハ、又數フへからず、先以、四縣下ノ内ニテモ、芸備両國者、小花君ノ整調ニテ会誌ニ登記サレタルヘシ、是レモ盛ナル時ハ一層ヲ信スヘシ、我伯耆六郡ハ一円產鉄

ニモ無之候へ共、追次宜方ニ承及居申候、何様旧慣之事

二者種々工風仕候モ、真ノ改良ニ疎ク、日夜ニ苦心仕候、何ニシテモ鉄業ノ結果ヲ奏スルハ、尊台方之御高論ヲ仰

キ、慣行之形ヲ改、度々具状し、以テ其適度ノ御斟酌御教示ニ他ナシト念慮罷在候、尚、此上御賢量奉仰候仏國砂鉄ノ訳書抜萃御投し被下奉鳴謝候、彼地方モ採取ノ事ニ者、隨分困難場有之候様かト想像仕候、何分ニモ、彼我之間宣敷接注良法ヲ御見出し被下度候、〔貼紙〕砂鉄採取之業、以前之通、無差故障營業相成候様、岡山県下之儀、偏ニ御蔭之程奉願上候

一砂鉄業将来維持改良之御文題、鉄業会誌御登載之思召ニ付、沿革方及產出高ニ要用ナル書類モ有之候て、

自他トモ詮義し呈送候様敬承仕候、差向御参考ニ可供程之書類モ無之候へとも、左之通愚意ヲ陳呈仕候、尚近々可申上〔貼紙〕候處、新聞上ニテ洩謠候ヘハ、

近々関西鉱山御巡視被遊候旨、旧職窪田柳七郎より被仰聞、新聞候通り出雲地方へまで御越被遊候ヘハ、尊顔ヲ拝シ、〔貼紙〕改良及万々御伺申上度存候

一鑿鉋等鐵地ヲ御広告被下候處、代値夫々記載并ニ過日御下照被下候御明案書とも進呈候様、別紙御草稿を写し返呈仕候、尚、鐵地代値之処モ、其品ニ寄、多少高下モ有之様被存候、台体相勵キ、可成廉価ニ可仕注文

(1) 〔史料21〕を指すと思われる。

〔史料22〕

乱筆御面可被下候

拝啓仕候、陳者極寒之候、貴下愈御安清之由大賀此事ニ
候、扱、先日ハ花墨御惠投被成下候処、其節折惡、小生
者出広以前ニ而大ニ多忙、其故彼是取紛御返事も不仕実

二申訳無之次第、偏ニ御看免奉希候、却説、其後製銑之
義ニ付、不相変日夜大勉強仕居候へ共、今日之處ニ而者、
先日実地御覽之為御入山被成下候節よりハ少々ニ宜敷方
二者候得共、未卒業之場所とは難申、実ニ明暮大ニ苦心
罷在候処ニ御座候も、又、昨今者製鐵の方も改良ニ着手
致、右鍛冶場も不日ニシテ落成可致筈ニ御座候間、弥々
実行之日ニ至り候へ者、御報知可仕ニ付、其節ハ又之乍
御足勞御入山之義奉願候、此度之鍛冶場に者、旧來之如
く輔ヲ廢シ西洋風之水輔を相用ひ候ニ付、是又新工風ニ

御座候間、弥々奏功之上ハ当県官行之鍛冶場者断然采皆右
之水輔ニ仕替候積ニ御座候、右者先日試験之節、折宜く田
辺の雇人刀根ト申人來居候而、右一覽之際大ニ驚入候様
子ニ而、帰山之上ハ直ニ右輔を可相用と申居候、右者吹
差及旧輔の如ク修繕を要せず、極て軽便之者ニ御座候、
貴下御一覽あらは直ニ御了解可相成物品ニ御座候へ共、
説明ニ至りて者例之様、却而六ヶ敷義と相心覚候

○
右之外製銑用之砂鉄を用ひて粘柔鑄鐵ナルモノヲ製造仕
候処、殊之外好結果を奏候ニ付、該説明ハ鉱業会誌へ掲

載可致、多分本月之分ニ登録可相成哉と存候間、是又別
二記載不仕

○
鍛冶屋底糞より製銑之義者、別紙報告書ニ云々記載御座
候へ共、其後製銑断念致も不本意ニ付、此度者石灰石之
小塊を用ひ吹試候処、案外此度ハ凡武拾四時間程も打続
き炉内大ニ景氣宜敷候処、出銑之際少敷仕様、終ニ其功
ニテ事相果候へ共、部留り如きハ九割程ニテ大ニ愈快を
覺候、右之節倍焼鐵滓（此含有鐵五割）百貫目ニ付製出
銑四拾五貫目、即右含有量者九割迄を銑鐵ニ吹果候ニ付、
此分丈ハ大ニ宜敷義と打喜ひ候事ニ御座候

○
別紙ハ先日小生より県令へ差出候モノニテ、右を又県令
より大蔵省へ差向と相成候モノニ御座候、御寸暇之節御
一覽被成下候ハ、幸甚之義ニ御座候、右之外尚申上度事、
實ニ當製銑上困難之數程御座候へ共、兎角紙筆ニ難記事
共故、後日拝顔之上万々可申演と存候、兼而去歲御入込
之節、貴地へ実地点檢之為參上可仕由、予め御約束仕置
候処、當場之仕事も殊之外多忙ニテ、既ニ昨今ハ小生之
外ニ猶老人先日東京より助手として來居候位之場合故、
如此延引仕候へ共、右者決而生之優墮ニ無御座候間、何
卒不惡御思召被下度伏而奉願上候

先者右荒増申上度、貴酬旁如此御座候、早々頓首
一月廿九日

小花冬吉

拝

廿七日

近藤喜八郎様

玉机下

二白

〔史料24〕
〔書簡表書〕近藤様 柳七郎 拝
昨日御示之小花君へ御送書、別紙色々相認申上候分御一
見、尚御削除可被下候ハ、却送可申候、到底其真味者

〔史料25〕
〔端裏書〕二十一年二月十五日 小花氏へ差出ス書翰控

御法

去秋小生出広之際に、勝瀬君態々御來訪被成下候ニ付、
其節小生と共に直々再び当山へ御越被成候而者如何と相
伺候処、先此度ハ見合との御事、生熟考仕候ニ後日生が
貴地へ罷出候節抔ニ、若シ貴家之御内ニ而當場之様子荒
増御了承相成居候ハ、大ニ都合も宜敷と存居候へ共、
其節是非共御入來とも難申上候ニ付、默止居候へ共、實
者勝瀬君之当地ニ暫事^{暫事}ナリ共、御滞在実地御見分コソ可
然と奉存候間、是又鳥渡申上置候

再拝

〔史料24〕
〔書簡表書〕近藤様 柳七郎 拝
昨日御示之小花君へ御送書、別紙色々相認申上候分御一
見、尚御削除可被下候ハ、却送可申候、到底其真味者

〔史料25〕
〔端裏書〕二十一年二月十五日 小花氏へ差出ス書翰控
然者岡山県下砂鉄採取場之儀、段々蒙御配計候処、旧臘
杉村氏御巡回実地之上、御見分ニ相成、其節私所勞ニ而
不得伺、代理窪田柳七郎差出し、事情開伸仕候処、尤ニ
御承知被下、御帰省之上ハ広・岡・嶋・鳥四県下同一之
取締方法御定相成、採取ニ便利ヲ得候様致し度との内意
ヲ承、聊安心本省之御沙汰而已相備居候儀御座候、前条
ハ入ヘニ置被為下、乍此上急度御周旋被成下度奉願上
候、杉村君関西鉱山巡視とシテ近々御出立ニ相成候様、
新聞ニテ洩誦仕候、御面会申被遊候へハ、猶急度奉願上

一 落合鉛改良之儀、御配慮被遊候處、先般ハ銑能漏候趣、

黒田君より御報知ヲ忝シ御慶仕候、煉鐵之製造方等

追々好結果ヲ可被為得と奉遙察候、御模様御洩被下候

へハ、難有仕合奉存候、右之段以賤翰御伺申上度如此

御座候、頓首

二月十七日

小花冬吉殿

近藤喜八郎

〔史料
26⁽¹⁾〕

昨夜者失敬仕候、今朝者疾拝伺可仕候處、出浮筋目夫々書附ニテ御一見ニ供し度、手控より清書中、西ノ方より來人も有之旁々余り遲延ニ付、原書丈ヶ御一覽ニ供し申上候、余者拝面御対可申上候

一 高輪言附えも三月中之事ナリ、杉杯ト坂ニ而同シ、新庄村・余古村々より達スル言附スル見込ナルヨシ存候、是モヘヽ委しく口上ニ可申上候

一片山氏内談も申上度外々御内伺之件、小生も明日御伺可申上候、右拝呈

十一月廿七日

柳七郎

近藤大御主人様

座下

(1) 本書簡のみでは、一連の製鉄改良に関する書簡との関係性は見出せない。